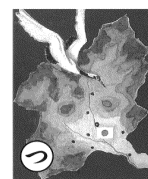




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年9月7日(金) 第9632号

目次

ページ

告 示

○土壌汚染対策法による区域指定(環境保全課)	2
○土壌汚染対策法による区域指定の解除(同)	2
○鳥獣保護区設定の告示の全部改正(自然環境課)	2
○同	3
○銃猟禁止区域の指定の告示の一部改正(同)	3
○鳥獣保護区設定の告示の一部改正(同)	4
○銃猟禁止区域の指定の告示の全部改正(同)	5
○銃猟禁止区域の指定の告示の一部改正(同)	5
○銃猟禁止区域の指定の告示の全部改正(同)	6
○特定猟具使用禁止区域の指定の告示の一部改正(同)	7
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項(林政課)	7

公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	8
○所在不分明通知(森林保全課)	8
○土地改良区役員の就退任の届出(農村整備課)	1 2
○都市計画道路の変更に係る縦覧(都市計画課)	1 3

■ 告 示

◎群馬県告示第244号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定する区域 館林市下早川田町字内屋110番7の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物

◎群馬県告示第245号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成30年群馬県告示第244号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 館林市下早川田町字内屋110番7の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

◎群馬県告示第246号

鳥獣保護区設定の告示（昭和34年群馬県告示第248号）の全部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定した。

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
白郷井子持鳥獣保護区	渋川市（旧北群馬郡子持村）の一部で、林道奥子持線と市道（子）2129号線との交点（子持神社）を起点とし、これから同市道を南に進んで市道（子）2127号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで林道二本木線との交点に至り、これから同林道を北西に進み旧小野上村との境界にある標高1,091メートルの山頂へ至る登山道との交点に至り、これから同登山道を北に進み沼田市との境界にある標高1,201.9メートルの山頂に至り、これから同登山道を南東に進み、大黒岩、屏風岩を経て、林道奥子持線との	平成30年11月1日から平成40年10月31日まで	1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 指定目的 森林に生息する野生鳥獣の保護を図るため

	交点に至り、これから同林道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(330ヘクタール)		
小野上谷の 口鳥獣保護 区	渋川市(旧北群馬郡小野上村)の一部で、林道谷の口岩原線と林道岩原赤下線との分岐点を起点とし、これから林道岩原赤下線を西に進んで市道(小)675号線との交点に至り、この交点から真西に進んで吾妻郡中之条町との境界に至り、これから同境界を北に進み、更に同境界を北東から東に進んで吾妻郡高山村との境界に至り、これから同境界を北東に進んで十二ヶ岳三角点(標高1,200.9メートルの山頂)に至り、更に東へ進んで十二ヶ岳登山道との交点に至り、これから同登山道を南に進んで林道谷の口岩原線との交点に至り、これから同林道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(370ヘクタール)	平成30年1 1月1日から 平成40年1 0月31日ま で	1 指定区分 森 林鳥獣生息地 2 指定目的 森 林に生息する野 生鳥獣の保護を 図るため

◎群馬県告示第247号

鳥獣保護区設定の告示(昭和37年群馬県告示第405号)の全部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を設定した。

名称	区域	存続期間	保護に関する指針
日野鳥獣保 護区	藤岡市上日野の一部で、鮎川支川山の神沢にかかる御前岩橋を基点とし、これから林道山の神線(木馬道)をエビヅクリ峠に向かって進み、同峠から県有林と民有林との境界にある歩道をさらに南進して、鮎川支川白水沢に接し、同沢をさかのぼって藤岡市と神流町との境界に至り、同境界を西方に進んで塩沢峠に至り、同峠から鮎川支川桁の木沢を下って鮎川に合し、同点から同川を下流に進み、林道名無村線にかかる名無村橋に至り、同橋から林道名無村線を北に進んで県道会場鬼石線との交点に至り、同県道を東方に(50メートル)進んで、日野県有林事務所東側にある名無村峠に至る歩道に至り、同歩道を北方に進んで、藤岡市と甘楽町との境界(名無村峠)に至り、同境界を東方に進んで鮎川支川前沢水源に達し、同沢を下流に進んで県道会場鬼石線にかかる前沢橋に至り、同橋から同県道を上平地区に向かって進み、基点に至る一円の区域(871ヘクタール)	平成14年1 0月10日か ら平成33年 10月31日 まで	1 指定区分 森 林鳥獣生息地 2 指定目的 野 生鳥獣の生息環 境の保全と保護 増殖を図るため

◎群馬県告示第248号

銃猟禁止区域の指定の告示(昭和51年群馬県告示第645号)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正明

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第10条」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

表日本実験医学研究所特定猟具使用禁止区域の項を削る。

◎群馬県告示第249号

鳥獣保護区設定の告示(昭和59年群馬県告示第779号)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正明

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項」に改める。

表妙義鳥獣保護区の項を次のように改める。

<p>妙義鳥獣保護区</p>	<p>富岡市、甘楽郡下仁田町及び安中市の一部で、富岡市妙義町所在の妙義神社前の白雲橋を起点とし、これから県道上小坂四ツ家妙義線を南西に進み樽ワキ沢との交点に至り、これから同沢を南東に進み諸戸川との合流点に至り、これから同川を西に進み諸戸国有林101林班との交点に至り、これから同国有林と民有林との境界線を南西及び南東に進み金鶏山を経て西北西に進み一本杉(通称)に至り、これから県道上小坂四ツ家妙義線へ通ずる歩道を西に進み同県道との交点に至り、これから同県道を南西に進み中ノ岳神社の鳥居に至り、これから同神社の参道を北北西に進み轟岩に至り、これから民有林と県立妙義公園との境界線を北に進み安中市と甘楽郡下仁田町の境界線との交点(中ノ岳)に至り、これから同境界線(中木山国有林107、108、109の各林班と民有林との境界線)を西に進み同国有林109林班の北西端との交点に至り、これから北方の同国有林110林班と111林班の境界線との交点に通ずる稜線を北東に進んで同交点に至り、これから同国有林111林班と112林班と民有林との境界線を北北西及び北東に進み同国有林117林班と112林班の境界線との交点に至り、これから同境界線を北北東に進み民有林と同国有林113林班の境界線との交点に至り、これから同国有林113、116、104、103、102の各林班と民有林との境界線を北東及び南西に進み市道9206号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み市道95475号線との交点に至り、これから同市道を南東に進み主要地方道松井田下仁田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進み県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同県道を南西に進み県道上小坂四ツ家妙義線に至り、これから同県道を南に進み起点に至る線で囲まれた一円の区域(2,051ヘクタール)</p>	<p>平成26年1月1日から平成36年10月31日まで</p>	<p>1 指定区分 森林鳥獣生息地 2 指定目的 野生鳥獣の生息環境の保全と保護増殖を図るため</p>
----------------	--	---------------------------------	---

◎群馬県告示第250号

銃猟禁止区域の指定の告示(昭和59年群馬県告示第822号)の全部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を設定した。

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
赤城白川特定 猟具使用禁止 区域	前橋市富士見町石井及び小暮の一部で、市道22-3289号線と市道22-3305号線の交点を起点とし、これから同市道を南西に進んで、市道小暮・石井線との交点に至り、これから同市道を北西に進み上白川橋を経て市道22-3254号線との交点に至り、これから同市道を北北東に進んで市道22-3289号線との交点に至り、これから同市道を北北東に進んで新白川橋を経て起点に至る線で囲まれた一円の区域(3ヘクタール)	永年	銃器
乗附鼻高特定 猟具使用禁止 区域	高崎市の一部で、乗附地内の主要地方道藤木・高崎線の小倉橋を起点とし、これから同主要地方道を西南西に進んで高崎市と安中市の境界線との交点に至り、これから同境界線を北北西に進んで碓氷川右岸に至り、これから同川右岸を下流に向かって東に進んで金ヶ崎用水取水口に至り、これから同用水路を南東に進んで荒久沢川との交点に至り、これから同川を南南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(280ヘクタール)	永年	銃器
伊香保ゴルフ 倶楽部ゴルフ 場特定猟具使 用禁止区域	吾妻郡東吾妻町の一部で、町道70号線と伊香保ゴルフ倶楽部ゴルフ場入口との交点を起点とし、これから同町道を西に進んで千沢川との交点(暗渠)に至り、これから同川を北(下流)に進んで送電線西上武幹線下との交点に至り、これから同送電線下を東に進んで送電線西上武幹線No.40に至り、これから南東に進んで作業道に至り、作業道を南に進んで字屋敷及び字後山との字界に至り、これから尾根を南西に進み、字山崎の堰堤に至り、これから尾根を南西に進み、字大久保の堰堤に至り、これから尾根を南西に進み、町道70号線との交点に至り、これから同町道を北西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(244.6ヘクタール)	永年	銃器

◎群馬県告示第251号

銃猟禁止区域の指定の告示(平成10年群馬県告示第604号)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

本文中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第10条」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に改める。

表利根調整池銃猟禁止区域の項を次のように改める。

利根調整池特定猟具使用禁止区域	沼田市利根町の一部で、大字二本松地内を通過する県道沼田赤城線と市道二本松58号線との交点を起点とし、これから同市道を北東に進んで市道多那242号線に至り、これから同市道を北西に進んで市道二本松111号線に至り、これから同市道を南西へ進んで県道沼田赤城線に至り、これから同県道を南東へ進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（4ヘクタール）	永年	銃器
-----------------	--	----	----

表四万川ダム特定猟具使用禁止区域の項及び品木ダム銃猟禁止区域の項を次のように改める。

四万川ダム特定猟具使用禁止区域	吾妻郡中之条町大字四万の一部で、旧日向見橋南詰めを起点とし、これから同橋を北上し町道万沢線との交点に至り、これから同町道を北東へ進んで国道353号線との交点に至り、これから町道万沢線を北東に進み赤沢橋を通過し、東に進みゲートに至り、これから右折し里見ズ沢との交点に至り、これから同沢を下り、芝小屋沢との合流点に至り、合流点から180m下流に進み、山口方向から来る歩道跡との交点に至り、これから同歩道跡を南西に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（180ヘクタール）	平成30年1月1日から平成40年10月31日まで	銃器
品木ダム特定猟具使用禁止区域	吾妻郡中之条町大字入山字品木地内の一部で、町道花敷草津2号線と草津町と中之条町の町界との交点を起点とし、同町道を東に進み品木ダム堰堤を通過し、品木ダム管理用道路の起点に至り、同管理用道路を50m程進み、1本目の沢との交点に至り、この沢の左岸に沿って下流に進み、ダム敷境界を西に進み大沢川を渡り谷沢川に至り、同川の左岸に沿って上流に進み、草津町と中之条町の町界に至り、この境界を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域（52ヘクタール）	永年	銃器

◎群馬県告示第252号

銃猟禁止区域の指定の告示（平成18年群馬県告示第642号）の全部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を設定した。

名称	区域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
行田・大牛特定猟具使用禁止区域	安中市と富岡市の一部で、主要地方道松井田下仁田線と安中市及び富岡市の市境の交点を起点とし、市境に沿って西に進んで市道13054号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道13043号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで市道13037号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで一般県道妙義山線との交点に至り、これから同一般県道を西に進んで市道13035号線との交点に至り、これからアタゴ山のふれあいプラザとを結んだ見通し線をアタゴ山のふれあいプラザ方向に進んで一般県道上小坂四ツ家妙義線との交点に至り、	永年	銃器

<p>これから同県道を北西に進んで一般県道磯部停車場妙義山線との交点に至り、これから同一般県道を北東に進んで主要地方道松井田下仁田線との交点に至り、これから同主要地方道を北に進んで市道95475号線との交点に至り、これから同市道を北西に進んで市道9206号線との交点に至り、これから同市道を西に進んで林道行田中木線との交点に至り、これから同林道を北西に進んで市道95305号線との交点に至り、これから同市道を北に進んで市道9110号線との交点に至り、これから同市道を北東に進んで国道18号線との交点に至り、これから同国道を東に進んで市道9206号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで市道95120号線との交点に至り、これから同市道を南西に進んで市道95121号線との交点に至り、これから同市道を南東に進んで上信越自動車道との交点に至り、これから同自動車道を南東に進んで主要地方道松井田下仁田線との交点に至り、これから同主要地方道を南に進んで起点に至る線で囲まれた一円の区域(322.5ヘクタール)</p>		
---	--	--

◎群馬県告示第253号

特定猟具使用禁止区域の指定の告示(平成20年群馬県告示第419号)の一部を次のように改正し、平成30年11月1日から施行する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

表神戸・座間特定猟具使用禁止区域の項中「平成25年11月1日から平成30年10月31日まで」を「平成30年11月1日から平成40年10月31日まで」に改める。

◎群馬県告示第254号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、渋川市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、みなかみ町、桐生市、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 平成30年10月1日から平成31年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1(1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を

行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

- (1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年8月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人H a l e k u l a
- 3 代表者の氏名 土井小百合
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市本町48番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、出産・育児や、介護、事故の後遺症などにより「働きたいけど働けない」非労働人口に対して、リモートワークに対応できるスキル育成を行う。また、企業に対し、働き方改革、意識改善などの為、リモートワーク導入を推進する。その為のスキルやコンサルティング、ビジネスマッチングを行う。

また、託児所付きのコワーキングスペースを運営することにより、インターネット社会を活かした物の売買や、リモートワークなどを取り入れ、自分で時間をコントロールしながら働ける環境を提供する。

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定について、

その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知すべきところ又は通知をしたところ、次の者の所在が不明なため、同法第189条の規定により、通知の内容をみどり市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
みどり市東町沢入1059の1、1060の1、1062の1、1397、1399の1	高橋貞子	共有林
同	中山ウメ	同
同	中山勝藏	同
同	中山藤政	同
同	中山喜雄	同
同	西山寿子	同
同	藤井實	同
同	松島英二	同
同	松島勘太郎	同
同	村井香澄	同
同	村井直二郎	同
同	村山富美子	同
みどり市東町沢入1059の1、1060の1、1062の1、1063の3、1065の1、1397、1399の1	米田和民	沢入1059の1、1060の1、1062の1、1397、1399の1は共有林
みどり市東町沢入1059の1、1060の1、1062の1、1296の1、1397、1399の1	村井和子	共有林
みどり市東町沢入1189、1198	星野努	共有林
みどり市東町沢入1296の5から1296の9まで	村井キイ	共有林
みどり市東町沢入1296の7から1296の9まで	川田富千代	共有林
みどり市東町沢入1308の1、1308の2	小森谷活司	共有林
同	小森谷初	同
みどり市東町沢入1309の2から1309の10まで	寺岡徹	共有林
同	長戸洵子	同

同	藤井博	同
みどり市東町沢入1343の2	金子洋	共有林
みどり市東町神戸1205の6、1206	須永武弘	
みどり市東町神戸1205の12、1214、1247の4、1284の2	中原千榮子	東町神戸1247の4は共有林
みどり市東町神戸1247の1	尾池善衛門	共有林
みどり市東町神戸1248	寶泉寺	
みどり市東町神戸1276の6	大山知子	
みどり市東町神戸甲1286	金子義邦	
みどり市東町花輪1659の1、1705の1	金子仁市	共有林
同	金子秋三	同
同	桑原勘三郎	同
同	桑原実	同
同	星野又吉	同
同	桑原正夫	同
みどり市東町小中甲1282の1	磯田敬子	共有林
同	磯田武信	同
同	磯田信之	同
同	磯田博子	同
同	川俣芳郎	同
同	桑原秀行	同
同	小山佳男	同
同	根岸亮	同
同	星野よ志乃	同
同	吉田一夫	同
同	蓮秀春	同

(2) 指定の目的 水源の涵養^{かん}

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定

める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
みどり市東町沢入1281の2	中山喜雄	共有林
同	高橋貞子	同
同	中山ウメ	同
同	中山勝蔵	同
同	中山藤政	同
同	西山寿子	同
同	藤井實	同
同	松島英二	同
同	松島フシ	同
同	村井和子	同
同	村井香澄	同
同	村井直二郎	同
同	村山富美子	同
同	米田和民	同
みどり市東町沢入1316、1318の1、1321	星野努	共有林
みどり市東町花輪1177	聖生清重	
みどり市東町花輪1435、甲1436、乙1436、甲1437	桑原涉	
みどり市東町座間758の1	斎藤勝	共有林
同	斉藤勝	同
同	高草木克和	同
同	星野馨	同
同	星野要治郎	同
同	吉原直一郎	同
みどり市東町小中38	吉原一重	
みどり市東町荻原640	高野広吉	共有林
同	柳沢雄三	同

同	大塚満次郎	同
---	-------	---

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及びみどり市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定施業要件変更予定告示 平成28年10月25日群馬県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
青山市城	理 事	新 任	中澤仁	吾妻郡中之条町大字市城902番地
	同	同	塚田耕一	同 同 同 1370番地4
	同	同	湯本雅弘	同 同 大字青山127番地1
	同	同	宮崎一佳	同 同 同 131番地
	同	同	宮崎権一	同 同 同 244番地
	同	同	中澤修二	同 同 同 245番地1
	同	同	小林孟男	同 同 同 367番地3
	同	退 任	飯塚利夫	同 同 大字市城863番地1
	同	同	中澤耕作	同 同 同 932番地
	同	同	山田均	同 同 大字青山20番地
	同	同	永井潤一	同 同 同 37番地
	同	同	塩ノ谷真次	同 同 同 397番地

	同	同	塩ノ谷一夫	同	同	同	398番地1
	同	同	湯本貴	同	同	同	438番地2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、吾妻都市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年9月7日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 吾妻都市計画道路 3・5・8号 原町南通り線
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年8月17日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び東吾妻町建設課

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111